

医療法人社団春秋会

(介護予防) 訪問看護ステーション太陽 運営規程

1. 指定訪問看護及び介護予防訪問看護の事業の目的及び運営の方針
住み慣れた地域での生活を継続し、その有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるように、療養生活を支援し心身の機能の維持回復を目指すことを目的として、訪問看護サービスを提供する。

2. 事業所の名称等
名 称 医療法人社団春秋会 訪問看護ステーション太陽
所在地 長崎市松が枝町3番20号

3. 従業者の職種、員数及び職務内容

職種	員数	職務内容
管理者	1名	管理業務
看護職員 ・保健師・看護師・准看護師	常勤兼務者(管理者) 1名 常勤換算 2.5名以上	訪問看護業務
リハビリ職員 ・理学療法士・作業療法士 ・言語聴覚士	常勤換算 1名以上	訪問リハビリ テーション業務

4. 営業日及び営業時間
 - ・ 営業日
月曜日から土曜日の祝日以外。祝日は12月31日～1月3日・8月15日とする。
 - ・ 営業時間
平日・土曜日 8時30分～17時30分。
 - ・ 連絡体制
電話等により、24時間常時連絡や対応が可能な体制とする。
5. 指定訪問看護等の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額
 - ・ 提供方法
保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が家庭を訪問し、サービス提供を行う。
 - ・ 内 容
病状の観察、清拭・洗髪・入浴・食事・排泄等の介助、褥瘡の処置、カテーテル等の管理、その他医師の指示による医療処置、リハビリテーション、利用者及びその家族等(介護者)への療養上の指導、ターミナルケア等
 - ・ 利用料等
指定訪問看護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護等が法定代理受領サービスである時は、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合(1割～3割)を乗じた額とする。通常の指定訪問看護以外の訪問看護等に対する利用料は、別に重要事項説明書に定め、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明し同意を取る。

6. 通常の業務の実施地域
長崎市内の大浦・小島・戸町包括エリア付近とする。但し、離島を除く
7. 緊急時における対応方法
 - ・ 保健師、看護師、准看護師は、利用者に病状の急変等が生じた場合には、必要に応じて臨機応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医へ連絡し指示を求める等の必要な措置を講じる。
 - ・ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は、必要に応じて臨機応急の手当てを行うとともに看護職員へ報告し指示を仰ぐ等の必要な措置を講じる
8. 人権の擁護・虐待の防止・身体拘束の対策について
当事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止・身体拘束の対策等の為に、次に掲げるとおり必要な措置を講じる。
 - ・ 人権の擁護・虐待の防止・身体拘束の対策に関する責任者の選定。
責任者： 訪問看護ステーション太陽 管理者
 - ・ 人権の擁護・虐待の防止・身体拘束の対策のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、看護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
 - ・ 人権の擁護・虐待の防止・身体拘束の対策に係る指針を整備する。
 - ・ 従業者に対し必要な研修を実施する。
 - ・ 成年後見制度の利用を支援する。
9. 業務継続計画の策定等について
感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るため、次に掲げる通り必要な措置を講じる。
 - ・ 「業務継続計画」を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。
 - ・ 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
 - ・ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。
10. 苦情・相談について
 - ・ 苦情相談窓口を設置し、指定訪問看護等に関する苦情・相談および居宅サービス計画（介護予防サービス支援計画表）に基づいて提供している各サービスについての苦情・相談を受け付け、迅速に対応するものとする。
 - ・ 苦情処理委員会を設置し、苦情・相談への対応・再発の防止・サービス向上に向けて努力していくものとする。
 - ・ 苦情相談窓口の設置の外、第三者委員を依頼する。
 - ・ 行政機関その他苦情受付機関の情報提供も行う。
11. 事故に関する対応について
 - ・ 当事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等（介護者）、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。
 - ・ 当事業者は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。また、この損害賠償のために、

損害賠償責任保険に加入する。

- ・ セーフティマネジメント委員会を設置し、月1回定期的な運営を行い、事故の対応・防止・サービス向上に向けて努力していくものとする。

12. その他運営についての留意事項

居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者等との連携

- ・ 指定訪問看護等を提供するに当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（地域包括支援センター）、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- ・ 指定訪問看護等の提供の終了に際しては、利用者又はその家族等(介護者)に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者等に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

サービス提供困難時の対応

- ・ 利用申込者の病状、当該指定訪問看護事業所の通常の実施地域等を勘案し、自ら適切な指定訪問看護等を提供することが困難であると認めた場合は、主治医及び居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（地域包括支援センター）、への連絡を行い、適当な他の指定訪問看護事業者等を紹介する等の必要な措置を速やかに講じる。

秘密保持

- ・ 正当な理由がある場合を除いて、訪問看護サービスを提供する上で知りえた利用者及びその家族等(介護者)に関する個人情報は第三者に漏らさない。
- ・ 従事者であった者が、訪問看護サービスを提供する上で知りえた利用者及びその家族等(介護者)に関する個人情報を漏らすことがないように、必要な措置を講じる。

ハラスメント対応

- ・ 適切な指定訪問看護等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

記録保管

- ・ 指定訪問看護等に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存する。

研修

- ・ 当事業所は、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の質的向上を図るための研修(採用時研修・継続研修)の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

法人との協議

- ・ この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は法人とステーションの管理者との協議に基づいて定める。

附則

この規程は平成 22 年 8 月 1 日から施行する。
この規程は平成 22 年 9 月 17 日から施行する。
この規程は平成 22 年 10 月 1 日から施行する。
この規程は平成 23 年 5 月 12 日から施行する。
この規程は平成 23 年 7 月 16 日から施行する。
この規程は平成 23 年 7 月 31 日から施行する。
この規程は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は平成 24 年 4 月 16 日から施行する。
この規程は平成 25 年 3 月 16 日から施行する。
この規程は平成 26 年 12 月 1 日から施行する。
この規程は平成 27 年 1 月 16 日から施行する。
この規程は平成 27 年 3 月 1 日から施行する。
この規程は平成 27 年 3 月 16 日から施行する。
この規程は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は平成 27 年 4 月 16 日から施行する。
この規程は平成 27 年 10 月 16 日から施行する。
この規程は平成 28 年 2 月 16 日から施行する。
この規程は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は平成 28 年 11 月 1 日から施行する。
この規程は平成 29 年 1 月 16 日から施行する。
この規程は平成 29 年 2 月 16 日から施行する。
この規程は平成 29 年 4 月 10 日から施行する。
この規程は平成 29 年 5 月 16 日から施行する。
この規程は平成 29 年 6 月 16 日から施行する。
この規程は平成 29 年 8 月 1 日から施行する。
この規程は平成 30 年 1 月 1 日から施行する。
この規程は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は平成 31 年 3 月 1 日から施行する。
この規程は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は令和 1 年 11 月 16 日から施行する。
この規程は令和 2 年 1 月 1 日から施行する。
この規程は令和 2 年 2 月 1 日から施行する。
この規程は令和 2 年 9 月 16 日から施行する。
この規程は令和 3 年 1 月 18 日から施行する。
この規程は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は令和 3 年 7 月 15 日から施行する。
この規程は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は令和 4 年 8 月 16 日から施行する。
この規程は令和 4 年 11 月 1 日から施行する。
この規程は令和 4 年 12 月 16 日から施行する。
この規程は令和 5 年 4 月 16 日から施行する。
この規程は令和 5 年 7 月 1 日から施行する。
この規程は令和 5 年 11 月 16 日から施行する。
この規程は令和 6 年 6 月 1 日から施行する。